

年度末・年度始めは

## 土・日曜日に転入・転出・転居届を受け付けます

平日に手続きができない人のために、土・日曜日に住所変更の手続きをできる日を設けます。ぜひ、ご利用ください。

|      |   |
|------|---|
| 開庁日  | 3月25日(土)、3月26日(日)<br>4月1日(土)、4月2日(日)                        |
| 受付時間 | 9時～12時  |
| 取扱業務 | ○転入・転出・転居などの住所変更手続き<br>※ただし住民基本台帳カード・個人番号カードによる転入・転出届は除きます。 |

### ■住所異動届出の注意点

- 住所を移す時は、必ず届出をしてください。  
多久市外からの転入は、前の住所地で発行する**転出証明書**が必要です。多久市外への転出は、転出予定の14日前から手続きができます。
- 転入、転居の場合は、マイナンバーの通知カード、または個人番号カードに新しい住所を記載しますので、異動者全員のカードをお持ちください。
- ※来庁される際には、必ず**本人確認書類（免許証など）**をご持参ください。また、本人・世帯主が来庁されない場合は、**委任状**が必要です。くわしくは問い合わせください。

▶問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

## ご存知ですか? 『本人通知制度』

住民票の写しや戸籍を代理人や第三者に交付した場合に、本人に対し交付の事実をお知らせする『本人通知制度』を行っています。

制度を利用するためには、事前登録が必要です。

【対象者】 多久市に住民票または戸籍がある人(ただし、海外在住者は登録できません)

【通知する内容と方法】 ○証明書交付年月日、証明書種別、枚数、請求者の区別

○特定記録郵便による通知

【登録の有効期間】 登録の日から3年間(更新は1か月前から可能です)

※必要な書類など、不明な点は、問い合わせください。

▼問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

## パスポートの申請・受け取りは市役所で

平成19年から、パスポートの申請と受け取りは、住民登録をしている役場の窓口になりました。

県庁旅券センターでの申請・受け取りは原則行われません。

※パスポートの受け取りには、1週間程度かかります。余裕を持って申請してください。

必要な添付書類など、ご不明な点は問い合わせください。

▼問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

## 引越しが決まったら水道の届出もお忘れなく!

転入・転出などで引っ越しが決まったら、事前に水道の利用開始・使用終了の届け出が必要です。

### ＜転入・市内での引越しの場合＞

新しく入居が決まったら、事前に使用開始の届け出が必要です。水道を使用される前日の午前中までに水道課へ届け出てください。

なお、土日祝日に開栓は行っておりません。休日前の午前中までに水道課窓口に来ていただくか、電話での連絡をお願いします。

### ＜転居・転出の場合＞

届出は、平日に水道課で受け付けます。住民票の異動の届出等で市役所に来庁される時に、水道課にもお立ち寄りください。届出は、電話で行うこともできます。使用終了の届出が無いと、使用していなくても料金がかかりますので、使用終了日前の届出をお願いします。

▼問い合わせ 水道課 管理係 ☎75-3003